

地方公共団体への国の権限移譲等についての答申（案）

昭和63年5月
地方制度調査会

地方公共団体への国の権限移譲等について別紙のとおり答申します。

なお、ここに取り上げた事項は、いずれも過去において当調査会が提言したものでありますが、当面の課題である多極分散型国土の形成に関連が深いと思われるものにつき、重ねて提言するものであります。政府におかれては、関係機関の協力を得て、本答申を速やかに実現されますよう強く要望します。

1. 国と地方公共団体との間における機能分担のあり方について、当調査は、過去数次にわたり、行政の民主的处理と総合的处理を確保するため、地方分権を基軸とし、地方公共団体への権限移譲、国の関与・必置規制の整理等をすすめるよう、具体的な改革案を提言してきた。これらのうち一部については、三次にわたる一括改正法等により措置されたが、当調査会の提言、地方公共団体の要望からみれば、未だ極めて不十分であるといわざるを得ない。

2. 近年、人口や経済、行政、文化等の諸機能が東京圏に著しく集中するに至り、今後における我が国のあり方として、多極分散型国土の形成が強く求められている。ここにおいて、当調査会が従来から指摘してきた国と地方公共団体との間の機能分担の見直しは、新たな意味を加えることとなったと考えられる。

すなわち、現在政府においては、国の行政機関の移転等種々の方策が検討されているが、多極分散型国土の実現については、基本的には、全国各地域がそれぞれの特性を生かした個性豊かな活力ある地域社会を形成していくことが、何としても

重要である。そのためには、従来のように国の政策が先行するのではなく、地域の総合的な行政主体である地方公共団体を中心となり、それぞれ創意工夫をこらして、自主的かつ効果的に施策を立案し、実施していくことができるような行財政制度の確立が肝要であり、地方公共団体に対する権限移譲等については、このような観点からも実現を急ぐべきである。

3. 地方公共団体に対する権限移譲等に関し、当調査会が提言してきた事項は、全体として実施すべきものであり、また以上のような状況のもとにおいては社会経済情報の進展に伴い、新たに移譲等を必要とされるものもあると考えられるが、多極分散型国土の形成が喫緊の政策課題となっていることにもかんがみ、当面、これまでの提言事項のうち別紙のものについては、特に速やかに実現するよう求めるものである。

なお、行政事務の再配分に当たっては、とりわけ基礎的地方公共団体である市町村への移譲をすすめることに配慮すべきであることから、具体的な権限の移譲については、国から都道府県へ移譲される権限を含め、市町村への移譲を積極的に行うべきである。また、市町村への権限移譲については、規模の大きな市に対し一般の市町村に対する以上の移譲を行うことについても検討すべきである。

さらに、地方公共団体では、その規模、社会経済条件等が極めて多様であるので、権限移譲等についても、画一的でなく弾力的かつ多様なものとするように、例えば、地域の実情に応

じ必要と認められる場合には、地方公共団体が国に対し権限の移譲を求めることができることとする制度等についても検討する必要がある。

4. 地方公共団体への権限移譲等については、さしあたり以上のとおり答申するが、国と地方公共団体の間における事務及び財源の再配分については、なお引き続き検討する必要があるものと考えらる。

1. 土地利用

(1) 公有水面埋立（公有水面埋立法）

国家的重要度の高い埋立の場合を除き、公有水面埋立免許にかかる国の認可を廃止する。

(2) 農地転用（養地法）

2haを超える農地転用（転用のための権利設定を含む。）の許可権等を農林水産大臣から都道府県に移譲する。

(3) 保安林の指定，解除（森林法）

国有林にかかる保安林及び民有林にかかる保安林で2以上の都道府県にわたって国土保全上重大な影響を及ぼすものを除き、保安林の指定，解除に関する事務は、農林水産大臣から都道府県に移譲する。

(4) 国立公園内の現状変更（自然公園法）

国立公園特別地域，特別保護地区及び海中公園地区内の工作物の新築，改築，増築及び木材の伐採等の許可を環境庁長官から都道府県に移譲する。

2. まちづくり

(1) 都市計画（都市計画法）

都市計画では市町村の事務とし、市町村が都道府県に協議して決定することとするとともに、都市計画区域，都市計画の決定及び都市計画事業の施行に関する国の関与を廃止する。

(2) 水道事業（水道法）

市町村営事業及び地方公共団体以外の者が経営する事業の認可その他の監督に関する事務を厚生大臣から都道府県に移譲する。

(3) 下水道事業（下水道法）

市町村の下水道事業の事業計画の認可その他の監督に関する事務を建設大臣から都道府県に移譲する。

3. 産業・交通

(1) 倉庫業（倉庫業法）

倉庫業営業の許可その他の監督に関する事務及び倉庫証券の発行の許可等の事務は、営業所及び倉庫の配置が1の都道府県の区域内に限られる業者にかかるものは都道府県に、臨海倉庫業者であって、その営業所及び倉庫の配置が港湾管理者たる地方公共団体の区域内に限られる業者にかかるものは、当該港湾管理者に、それぞれ運輸大臣から移譲する。

(2) 信用金庫（信用金庫法）

信用金庫の事業免許その他の監督に関する事務を大蔵大臣から都道府県に移譲する。

(3) 商工会議所（商工会議所法）

商工会議所の設立の認可その他の監督に関する事務を通商産業大臣から都道府県に移譲する。

(4) 商工組合（中小企業団体の組織に関する法律）

国に権限が留保されている政令指定業種にかかる組合については、都道府県単位の商工組合又は連合会の設立の認可その他の監督に関する事務を主務大臣から都道府県に移譲する。

(5) 中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法）

大蔵大臣及び運輸大臣所管の中小企業等協同組合にかかる指導監督の事務で、その地区が都道府県の区域を超えない組合にかかるものは、他大臣所管のものと同様、都道府県に移譲する。

(6) 国際観光ホテル（国際観光ホテル整備法）

国際観光ホテル事業の登録その他の監督に関する事務を運輸大臣から都道府県に移譲する。

(7) ガス事業（ガス事業法）

ガス事業（簡易ガス事業を含む。）の許可その他の規制に関する事務は、都道府県営ガス事業にかかるもの及びその供給区域が2以上の都道府県にわたるものを除き、通商産業大臣から都道府県に移譲する。

(8) 工場立地（工場立地法）

工場立地に関する指導監督に関する事務を通商産業大臣及び主務大臣から都道府県に移譲する。

(9) 自動車運送事業（道路運送法）

1の都道府県内のみの自動車運送事業の免許その他の監督に関する事務を運輸大臣から都道府県に移譲する。